

Fortinet 社製品サポートサービス約款

甲および乙は、明細表記載の Fortinet 社製品(以下「本製品」という)の保守サービスに関して、本約款を遵守するものとする。

供、実施若しくはそれらを受けられないことに起因して甲又は、その他の第三者に生じた損害に対し一切の責任を負わないものとする。

第1条(目的)

本約款は、本製品の円滑な稼働及びその機能を維持するため、本製品の障害等に対する保守サービスの提供に関する基本的事項を定めることを目的とする。

第10条(責任)

- 乙の保守サービス及び本約款に関する損害賠償責任は、乙の責に帰すべき事由により直接の結果として現実生じた通常の損害に限るものとし、その賠償額は請求原因の如何にかかわらず、乙が受領済みの当該保守サービス料金1年分相当額を限度とする。乙は、いかなる場合であっても、データの喪失又は逸失利益を含め、間接的、付随的、懲罰的、派生的又は特別な損害について一切の責任を負わないものとする。
- 前項にかかわらず、甲の責に帰すべき事由による損害又は天災地変、火災等乙の合理的な支配を超える事由による損害に対して、乙は一切の責任を負わないものとする。

第2条(有効期間)

- 本約款の有効期間は、要綱又は明細表記載のとおりとする。なお、本約款の有効期間終了後も、第8条乃至第10条の規定はなお有効に存続するものとする。
- 保守サービスの更新については、別途甲乙協議のうえ行うものとする。なお、本製品の販売を Fortinet 社が終了した場合、その保守サービスの期間は、同社の定めるサポート終了期間内に限られるものとする。

第3条(保守サービスの内容)

- 保守サービスの内容は、保守サービス購入時に乙が交付する「保守サービスのご案内」(以下「保守案内」という)に記載の通りとする。
- 乙の保守サービス取扱時間は、保守案内に別段の定めがない限り、土曜日、日曜日、祝祭日及び乙の定める休業日を除く平日の午前9時から午後5時半までとする。
- 保守サービスの実施にあたって本製品を送付する場合の費用については、甲から乙への送付は甲の負担とし、乙から甲への送付は乙の負担とする。

第4条(義務)

- 甲は、乙が甲に対し保守サービスを適時、正確に提供するために必要となる情報、資料等を、乙の要求があり次第直ちに提供するものとする。
- 乙が保守サービスを実施する際、甲に対し周辺装置、消耗品等の使用の申し出がある場合には、甲は無償でこれらの使用を認め、又は使用の便宜を図るものとする。
- 甲は、乙が保守サービスを実施するため、甲の施設に立入ることについて便宜を図るものとする。
- 乙が保守サービスを実施するために甲の施設に立入る場合、乙は甲の要求する手続を履行するとともに当該施設の安全、秩序の維持に努めるものとする。

第5条(支払)

甲は、別途甲乙合意の上定める金額、支払方法にて保守サービスのサービス料金を乙に支払うものとする。尚、保守サービスの中途の解約はできないものとする。

第6条(本製品の改良、変更)

乙は、本製品の操作性、保守性若しくは信頼性を改善する目的で、又は法定規格に適合させる等の目的で、本製品を改良、変更できるものとする。

第7条(保守サービスの範囲)

次に掲げる事項に起因する作業、対応等は、保守サービスの範囲外とする。

- ①乙の承認、監督を受けずに実施された本製品の改造、修理、保守、増設、撤去、移設、移動等。
- ②天災地変、火災、ストライキ、騒動・暴動等の不可抗力。
- ③乙の定める使用環境以外での使用
- ④不適切な使用または取扱い、異常電流、温度・湿度管理の不備、甲による輸送中の乱暴な取扱い・過失・事故その他甲の責に帰すべき事由。

第8条(知的財産権)

保守サービスに関する特許権、著作権その他の知的財産権はすべて乙又は乙のライセンサーに帰属し、保守サービスの提供により甲に移転しないものとする。

第9条(保証)

- 乙の保守サービスの保証は、保守サービスにおける作業の実施と情報の提供に関し合理的な努力を行うことに限られるものとする。
- 前項は保守サービスに関する乙の保証のすべてであり、乙は、前項に定める保証以外に、保守サービスが市場性及び特定目的への適合性をもつことを含め、明示黙示を問わず、一切の保証を行わないものとする。
- 本製品及び保守サービスの選択、導入、使用及び使用結果については、甲の責任とする。乙は、本製品の使用若しくは不使用、又は保守サービスの提

以上